

## 定 住 施 策

市町村名 (問合せ先)	事 業 名	事 業 概 要	
鳥取市 (0857) 20-3184 【定住促進・ Uターン相談 支援窓口】	総合窓口	定住促進・Uターン相談支援窓口 Uターンを希望する方に対して、行政機関の支援制度や住宅・就業・生活に関する情報を総合的に提供するとともに、各種相談を受ける。	
	住宅・土地	空き家・空き地情報提供	市内にある空き家等の所有者からいただいた物件情報を、「空き家情報」として登録し、Uターン希望者に情報を提供している。
		Uターン住宅支援事業	定住の目的で市内に住宅を購入、建設又は賃借する者に対し、その住宅の購入、建設又は改修に要する費用の1/10(上限1,000千円)を補助する。
		住宅団地分譲	鳥取市土地開発公社により、鹿野町湯川住宅団地(温泉給湯可能)を分譲販売している。
	定住体験	お試し定住体験事業	本市への定住を検討されている方に、一定期間、自然に恵まれた佐治地域の住宅で田舎暮らしを試していただき、希望に応じて農林漁業などの体験や地域活動に参加していただくことにより、本市の気候や風土を体感していただく。
	就職	雇用アドバイザー事業	雇用、就労に関する専門の相談員として雇用アドバイザーを設置、企業やハローワークを回り就労情報の収集や求人開拓をし、就労希望者の職業選択の相談や求人情報の提供を行っている。
		無料職業紹介事業	ひとり親家庭の父又は母、市内へのUターン希望者などの求職者に対して、鳥取市無料職業紹介所に登録されている求人企業への斡旋や求人情報の提供を行っている。
		若者地元定着促進事業	高校2年生を対象とした、市内企業見学会を実施し、企業の具体的な姿を理解することにより、地元企業への就職と地元定着を促進する。
		企業誘致促進事業	雇用の場の確保、及び産業の高度化を促進するため、鳥取市への企業誘致を行っている。
		インターンシップ事業	教育機関と連携して、学生に就業体験の機会を与え、社会のニーズに応える人材育成を図る。
	農業	とっとりふるさと就農舎	体験・研修を経て鳥取市に定住する方を応援。栽培から販売まで2年コースの実践的研修事業、2週間から3ヶ月の農業就業体験ができるインターンシップ事業、年間を通じて受入れ、1日から1週間の農業体験事業ができる。
		地域農業を担う人材育成事業	国内における2週間以上1ヶ月以内の研修(特に必要と認められる場合には、最長2ヶ月以内)に要する経費を助成する。

	市民農園	普段、農地を持たない人が、休日や余暇を利用して野菜や花づくりの「農ある暮らし」を実践できる。
伝統工芸	伝統工芸等後継者育成支援事業	伝統工芸等の技術を伝承するため、後継者の受け入れを行う事業者と研修者に対し、助成を行う。
子育て	教育センター	保護者の教育相談、不登校児童・生徒や発達障害児の支援活動など、学校教育の総合的な相談・支援を行う。
	ファミリー・サポート・センター (育児型)	提供会員による、一時的な保育施設への送迎や、軽い病気による臨時的預かりなどの子育て支援を行う。助成制度もある。
	地域子育て支援センター	子育てに関する情報提供を行うとともに、子どもや保護者同士の交流等の支援を行っている。
	特別保育事業	延長保育、一時保育、休日保育、病後児保育など保護者のニーズに合わせて、安心して働ける保育環境の整備を行っている。
	保育料の軽減	第3子以降の保育料の軽減を行っている。
	放課後児童クラブ	昼間保護者のいない児童に対し放課後に遊びや集団生活の場を提供し、健全な育成を行う。月曜日～金曜日、長期休暇等に開設。
	子育て支援カード事業	3子以上の子育てをしている保護者を対象として、協賛店舗にカードを提示し、割引やポイントサービスなどの特典が受けられる。
	高齢者	ファミリー・サポート・センター (介護型)
はつらつ交流教室事業		身体を動かしたり、気軽に友達をつくって楽しくおしゃべりするなど、元気ではつらつとした生活を送っていただくための介護予防事業。
地域ふれあいサロン		日中、会話をする相手もなく閉じこもりがちに暮らしている高齢者などを対象に、地域でいきいきと元気に暮らすことができるよう、ボランティアのサロンを開催。
結婚	保育料の軽減	第2子以降の保育料の軽減を図っている。
	子育て支援センター	育児相談、育児グループの支援を行う。
	ファミリー・サポートシステム	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」の仲介役を果たす。
	放課後児童クラブ	町内3小学校区で1～3年生を対象に実施している。
	チャイルドシート購入費助成事業	5歳未満の乳幼児が2名以上いる世帯に、購入金額の1/2(上限10,000円)を補助する。

岩美町 (0857) 73-1411(代)	土地	病児・病後児保育	病気中や病気後の回復期にある児童を病院で預かる。
		民間賃貸住宅入居世帯補助制度	民間の賃貸住宅入居世帯に、1世帯あたり月額10,000円を補助する。
		若年勤労者世帯家賃補助制度	町内の民間賃貸住宅に入居している新婚世帯に家賃の一部を補助する。
		固定資産税の一部助成制度	民間の賃貸住宅所有者に、地方税法の新築軽減措置の適用期間後2年間固定資産税を1/2助成する。
		民間宅地造成助成制度	宅地建物取引業者が行う宅地造成に対し、開発団地内道路の新設費用の一部を助成し、上下水道管は町が直接整備する。
		空き家活用情報システム	町が空き家情報の窓口として、空き家所有者と利用希望者との橋渡しをする。
若桜町 (0858) 82-2211(代)	就職	ふるさと活性化若者定住促進奨励金	長期定住の意志をもって、若桜町内に事務所、事業所等を有する法人(国・地方公共団体及び銀行・信用金庫等は除く。)及び常時5人以上を雇用している個人事業所に就労し、町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている 中学校、高等学校、大学、専修学校等の課程を修了した後又は、40歳未満で町外より転入し、6か月以内に常雇として就労 事業所等に1年以上就労し、今後も就労の見込みのある者で、町内に引き続き生活の本拠を置き定住するの要件を満たす者に奨励金10万円を交付する。
	結婚	第3子保育料子育て支援事業	第3子以降の保育料を基準の1/3に軽減する。
		放課後児童クラブ	平日<14時～18時>、毎週土曜日及び長期休暇期間(春・夏・冬休み)<8時～18時>の昼間保護者が家庭にいない幼児・小学生に対して、遊びを中心とした活動の支援をする。
	土地	宅地分譲事業	23区画 70坪～120坪(坪当約4万円)分譲中。(ただし、分譲契約締結後は、3年以内に住宅建設に着手すること。)
	人材	人材育成・村おこし事業	町内に住所を有する18歳以上の個人または、主に若桜町に住所を有する18歳以上の者で構成されたグループで、派遣・研修、人材集団育成・グループ活動支援、イベント開催等を行う際に、予算の範囲内で助成する。
その他	若者定住対策	若者夫婦の入居を前提とした町営住宅の入居者募集 家賃 月額25,000円 18歳以下の同居人が 1人ある場合 月額20,000円 2人ある場合 月額15,000円 3人以上ある場合 月額10,000円 敷金75,000円	
		ファミリー・サポート・センター	依頼会員との契約により、子どもの自宅で一時的に子育て支援する。
		地域子育て支援センター	子育てに関する情報提供や指導相談を行う。
		放課後児童クラブ	小学校の空き教室を利用し、児童の放課活動を支援する。
		一時保育	保護者の傷病等、緊急な事由により保育できない場合、一時的に保育する。

<p>智頭町 (0858) 75-4111(代)</p>	<p>結婚</p>	土曜午後保育	保護者の就労補償と保育のニーズに応え、実施する。
		第3子保育料軽減子育て支援事業	第3子以降の保育料を基準の1/3に軽減する。
		長時間保育	保護者の就労形態の多様化に応じるため、午前7時から午後6時まで長時間保育を実施する。
		延長保育	保護者の就労形態の多様化に応じるため、午後6時から午後7時まで延長保育を実施する。
		病児・病後児保育	保育園に入園している園児が、病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間に病院のスペースで保育士が、その園児を保育する。
		乳児保育	生後3ヶ月の乳児から保育園受入します。
<p>八頭町 (0858) 76-0201(代)</p>	後継者	農業後継者養成奨学金給付制度	鳥取県立農業大学校に在学しており、自立経営の農業後継者となる意志のある者に対して月額6,000円を給付する。
	結婚	第3子以降出産祝い金交付事業	第3子以降の出産時に4万円支給
		第3子以降の保育料減免措置制度	第3子以降の入所時の保育料を3分の1に軽減